

## 令和2年度生活援助従事者研修 学則

- 1 事業所の名称、所在地及び連絡先  
事業所名：社会福祉法人 阿智村社会福祉協議会  
会 長 櫻井 久江  
所在地：〒395-0303 長野県下伊那郡阿智村駒場483番地  
連絡先：0265-45-1234
- 2 研修の目的、研修の名称及び研修の方法
  - 1) 研修の目的  
平成12年介護保険制度創設以来、19年が経過しました。  
阿智村でも高齢化率が35.06%（令和2年6月1日現在）と3人に1人が65歳以上という状況の中、在宅において身体介護や家事援助等、介護を必要とする高齢者が年々増加しています。  
阿智村社会福祉協議会では、住民の主体的な活動を支援し、住民誰もがちょっとした介護ができる村づくりと、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指すとともに、訪問介護員を養成することを目的に、介護保険法施行令第3条第2項の規定により長野県知事の指定を受けた「生活援助従事者研修」を開催し、地域福祉の推進を図ります。
  - 2) 研修の名称：生活援助従事者研修
  - 3) 研修の方法：通学
- 3 研修日程：別添1参照
- 4 研修カリキュラム：別添2参照
- 5 研修会場  
会場名：阿智村保健センター  
所在地：〒395-0303 長野県下伊那郡阿智村駒場483番地
- 6 受講資格と受講手続き等（募集時期、申込方法、本人確認の方法等）
  - 1) 受講資格：阿智村在住若しくは勤務している方で、全課程を必ず受講できる方です。年齢、性別は問いません。
  - 2) 募集時期：令和2年7月27日(月)～令和2年8月21日(金)まで
  - 3) 申込方法：受講申込書を阿智村社会福祉協議会までお持ちいただくか、郵送によりお申込みください。  
※令和2年8月21日当日消印有効
  - 4) 本人確認：開校式当日に行ないますので、以下のいずれかをお持ちください。  
(ア) 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の提出  
(イ) 住民基本台帳カードの提示  
(ウ) 在留カード等の提示  
(エ) 健康保険証の提示

(オ) 運転免許証の提示

(カ) パスポートの提示

- 7 研修費用（受講料、テキスト代等）
 

受講料は無料です。テキスト代として、3,000円の負担が必要です。  
開校式当日に集金します。  
交通費、食事代などは個人負担となります。
- 8 使用テキスト名：「はじめて学ぶ生活援助」日本医療企画出版
- 9 実習施設等：別添3参照
- 10 各科目の講師氏名一覧：別添1参照
- 11 修了評価の取扱い
  - 1) 全科目の修了時に、長野県生活援助従事者研修カリキュラム（別表第2-2）中「生活援助従事者研修における目標、評価の指針」の「各科目の到達目標、評価、内容」において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の習得度を評価します。
  - 2) 修了評価は、筆記試験により0.5時間程度実施します。なお、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めません。
  - 3) 修了評価は、次の評価基準のとおり理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分で評価し、C以上が評価基準を満たしているものとします。  
評価基準（100点を満点評価とします）  
A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満
  - 4) 上記の他、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、講師により介護技術を習得したと評価されている必要があります。
  - 5) 修了時の評価ポイントに示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に到達するまで再評価を行います。
- 12 科目免除の取扱いとその手続きについて
 

別紙、「科目免除の取扱い」により免除しますので、受講申込時にお申し出ください。
- 13 補講について
 

やむを得ない事情で欠席した場合は、当社協で補講を実施します。なお、補講にかかる費用は1科目につき3,000円負担していただきます。全科目（59時間）を受講していないと、修了評価を受けることはできません。
- 14 個人情報管理について
 

受講者は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して当社協に提出していただきます。

## (別紙) 生活援助従事者研修関係

## 科目免除の取扱い

- 1 次の研修課程を修了している者は、生活援助従事者研修において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）（平成 24 年 3 月 28 日付け老振発 0328 第 9 号厚生労働省老健局振興課長通知）別添 7 で示す研修課程の一部を免除することができる。
  - (1) 入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日社援基発第 0330 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）
  - (2) 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）
  - (3) 訪問介護に関する三級課程（介護保険法施行規則第 22 条の 23）
  
- 2 以下の施設において、受講申込み時点で 1 年以上の介護職員としての実務経験を有する者については、長野県生活援助従事者研修カリキュラム（別表第 2-2）中「①講義・演習」の「職務の理解」（2 時間）を免除することができる。実務経験の換算方法は、通算 365 日以上あり、かつ従事日数が 180 日以上である場合に、1 年以上の実務経験がある者に該当するものとする。なお、勤務形態（常勤・非常勤の別）及び 1 日の勤務時間数は問わない。
  - (1) 介護保険法による施設・事業所
    - ア 介護老人福祉施設
    - イ 介護老人保健施設
    - ウ 介護療養型医療施設
    - エ 訪問介護
    - オ 訪問入浴介護
    - カ 通所介護
    - キ 通所リハビリテーション
    - ク 短期入所生活介護
    - ケ 短期入所療養介護
    - コ 特定施設入居者生活介護
    - サ 夜間対応型訪問介護
    - シ 認知症対応型通所介護
    - ス 小規模多機能型居宅介護
    - セ 複合型サービス
    - ソ 認知症対応型共同生活介護
    - タ 地域密着型特定施設入居者生活介護
    - チ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
    - ツ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（法律第 123 号）
    - による施設・事業所
    - ア 障害者支援施設（施設入所支援）
    - イ 生活介護

- ウ 療養介護
- エ 居宅介護
- オ 短期入所
- カ 共同生活援助
- (3) その他法律による施設・事業所
  - ア 児童福祉法による医療型・福祉型障害児入所施設

### 3 免除の手続等

- (1) 前項 1 に該当し、研修の一部免除を受けようとする者は、事業者に対して、科目免除願及び免除資格を証明する書類（修了証）の写しを提出すること。
- (2) 前項 2 に該当し、研修の一部免除を受けようとする者は、事業者に対して、科目免除願及び介護業務従事証明書を提出すること。